

阿久根市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 14 日

阿久根市長

西 平 良 将

阿久根市条例第16号

阿久根市立学校設置条例の一部を改正する条例

阿久根市立学校設置条例（昭和40年阿久根市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「名称及び」を「小学校及び中学校の名称及び」に改め、同条第1号の表尾崎小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。